仲春釈奠聴講孝経同賦資〔事〕父事君

――菅家文草・本朝文粋の校訂をめぐって―

滝 川 幸 司

一、問題の所在

雄校注『日本古典文学大系72菅家文草 菅家後集』(岩波書店・一九六六年)でいえば作品番号28である。その題を大 貞観九年二月七日に行われた釈奠では『孝経』が講じられた。その折の詩と詩序が『菅家文草』巻一に残る。川口久

仲春釈奠聴講孝経同賦資事父事君〈幷序〉

系の本文で示す。

仲春釈奠に孝経を講ずるを聴き同に「父に事ふるに資りて君に事ふ」といふことを賦す〈幷せて序〉

『本朝文粋』により訂したというのである。大系の基づく『本朝文粋』が何に当たるのか明確ではないが、例えば、『新 この本文は川口による校訂を経ている。川口は、大系頭注に「父字の上の事字、底本脱、いま文粋により補」と記す。

頭注に「事、文草扶桑集无」とある。なお、国史大系本の底本は、寛永六年古活字本である。

訂増補国史大系二十九巻下

本朝文粋

本朝続文粋』(吉川弘文館・一九四一年)では、「資事父事君」に作っており、

国史大系頭注が引くように『扶桑集』でも同様である。果たしてこの本文は校訂すべきなのであろうか。本稿ではその しかし、古典大系の底本である川口文庫本を始め、多くの伝本で「資事父事君」は、「資父事君」に作っている。また、

校訂の理由

点を検証したい。

して載せられている。また、巻七には、 収める巻(巻一、二、五、六)の巻末に、詩序の題辞を省略して載せるが、巻一巻末には、当該詩序が「資父事君」と 資父事君」に作っている。また、市川寛斎『日本詩紀』に於いても同様である。なお、『菅家文草』は、 口文庫本以外でも、寛文版本、元禄版本、内閣文庫蔵林羅山手沢本など『菅家文草』の代表的テキストは、すべて 詩序の題辞のみが一覧されるが、そこでも、 詩序の本文を

と「資父事君」の形である。 仲春釈奠聴講孝経同賦資父事君序

は同じ」とある文句よりとる」と記すように、『孝経』士章に、

にも拘わらず川口が校訂したのは、大系当該詩補注に「詩題は、孝経に「父に事ふる資りて以て君に事ふ、而して敬

とあることに拠る。

資於事父以事君、

而敬同。

父に事ふるに資りて以て君に事ふ。而も敬同じ。

訂することには一応の根拠がある。「於」「以」を省いたのは、前掲『本朝文粋』の「資事父事君」に従ったのであろう。 れた経書の文章から選ぶことになっている。従って、「資父事君」を、『孝経』本文の「資於事父以事君」に基づい 釈奠では、経書の講論が終わった後、宴(百度座)があり、文人賦詩が行われる。その際の題は文章博士が、 用

仲春釈奠聴講孝経同賦資〔事〕父事君

釈奠詩の題は、事実、経典の本文からそのまま採られる。道真の例でいえば、「仲春釈奠聴講毛詩同賦発言為詩」(『菅

後述するように、題に用いる際に経書本文の虚字を省く例は存する。

詩者志之所之也。在心為志、発言為詩。 詩は志の之く所なり。心に在るを志と為し、言に発するを詩と為す。

家文草』巻一・41)は、毛詩大序の、

から採られているし、「仲春釈奠聴講左伝賦懐遠以徳」(同前巻二・8)は、『春秋左氏伝』僖公七年の

盟于甯毌。謀鄭故也。管仲言於斉侯曰、臣聞之。招携以礼、懐遠以徳。

鄭を謀る故なり。管仲斉侯に言ひて曰はく、臣之れを聞く。

招携するに礼を以てし、

に拠る。もっとも「資事父事君」は、『孝経』の「資於事父以事君」から虚字の「於」と「以」を省いた形で、

懐くるに徳を以てす、と。 **育田に盟す。**

同文ではない。しかし、大江匡衡「仲春釈奠聴講古文孝経同賦孝徳本」(『江吏部集』巻中)は、『孝経』 夫孝、徳之本也。 夫れ孝は、徳の本なり。 一開宗明義章の

に基づくが、虚字の「之」が省かれた形であり、同様な事例である。 このような例を勘案し、また、『本朝文粋』寛永古活字本に「資事父事君」とあれば、川口のように校訂を加えるこ

とは、特段疑うべきでもないように思われる。すなわち、「資父事君」は「事」が脱落したと考えるのである。 しかし、『菅家文草』の諸本だけではなく、『扶桑集』に於いても「資父事君」であるのは、どう考えるべきであろう

か。 いう異同が存するのみである。「父」と「文」は近似した書体であり、静嘉堂文庫本は誤写が疑われる。つまり、『扶桑 田坂順子編『扶桑集 校本と索引』(櫂歌書房・一九八五年)を見れば、静嘉堂文庫本が「父」を「文」に作ると

4 ろ『菅家文草』にしろ諸本の多くは近世写本か版本で、良質な古写本には恵まれない以上、諸本間の異同が見られない。 (6) ある程度の校訂は必要だと考えられる。しかし、「資父事君」の本文を持つ古写本が存する。 身延山久遠寺

三、本朝文粋古写本

『本朝文粋』である。

て利用される、大曾根章介・金原理・後藤昭雄校注 ·はじめに」に引いた、新訂増補国史大系本『本朝文粋』は「資事父事君」に作っていた。これは、近年通行本とし 『新日本古典文学大系27本朝文粋』(岩波書店・一九九二年)でも

仲春釈奠聴講孝経同賦資事父事君(巻九·24

同様である。その本文をあげれば、以下の通りである。

底本、身延山久遠寺蔵本の「資父事君」を校訂しているのである。 しかし、新大系の校異欄によれば、「事父」の「事」は、寛永古活字本によって補入されている。すなわち、新大系は、

本『扶桑集』と同じく、「文」は「父」の誤写であろう。つまり、身延山本は、「資父事君」の本文を持っていた。 系では「資事父事君」に作っているが、これも古活字本による校訂で、身延山本では「資文事君」であり、静嘉堂文庫 に恵まれない 身延山本は、建治二年書写奥書を持つ古写本である。それがこのような本文を持つことは注意される。良質な古写本 『菅家文草』『扶桑集』とは異なるからである。さらにいえば、『本朝文粋』巻九の目録に於いても、 。それ

を新大系は、古活字本によって校訂したのである。恐らくは、川口久雄の校訂と同じく、『孝経』本文との関係を考慮 したからであろう。

しかし、古写本にこのように存する事実はやはり無視できないのではないか。『菅家文草』『扶桑集』に加え、『本朝

文粋』の古写本でも「資父事君」と作っているのである。確かに 『孝経』本文からすれば異なってしまうが、 だからと

いって「資事父事君」に校訂すべきなのであろうか

には以下のようにある 朝野群載』巻十三・書詩体は、詩会の場に於ける題辞の書式を載せるが、そこに、本作も実例としてあがる。それ

仲春釈奠聴講古文孝経同賦資父事君一首 (®)

官位姓朝臣名〈但古有行幸之時書臣字〉

近世の校訂本だが、そこでも「資父事君」という形であるのは、叙上の本文事情から勘案して、古い形が保たれている 林崎文庫本は「天保十二年山川真清が伴信友の校訂本を書写し、次で真清が朱筆を以て更に校訂を加えしもの」という これは、『新訂増補国史大系二十九巻上 朝野群載』(吉川弘文館・一九三八年)の本文である。 底本の神宮文庫旧

仲春釈奠聴講古文孝経同賦資父事君一首

と判断すべきではなかろうか。『二中歴』第十二・書詩歴・釈奠にも同じ題があげられる。

官位姓朝臣名〈但上古有行幸之時書臣上字云々……(以下割注

とある。ここでも「資父事君」である。割注の記述からも『朝野群載』に基づくのであろうが、このように見てくると、

いう形は、『孝経』本文と照らし合わせて校訂した結果生じた本文だったのではなかろうか。近年、『本朝文粋』に於い ·資父事君」の形で通行していたと考えざるを得ないのではなかろうか。『本朝文粋』古活字本が持つ「資事父事君」と

古活字本での校訂ではなく、身延山本の本文で解釈すべきだという論稿が提出されているが、ここもその一例とな

る。

四、「資父事君」という形

奠詩で選ばれる題は、 以上のように考えると、 虚字等を省く例はあるものの、基本的に経典の本文そのままだからである 次に問題になるのは、この当時使われた 『孝経』の本文である。第二節で述べたように、 釈

今一度確認しておこう。『菅家文草』に見えるものについて、第二節にあげた、41、88以外を一覧する。

55仲秋釈奠聴講周易賦鳴鶴在陰

『周易』繋辞上伝「鳴鶴在陰。其子和之」

139八月釈奠聴講孝経賦秋学礼 礼記 文王世子「瞽宗、 秋学礼。執礼者詔之。 冬読書。 典書者詔之」

370仲秋釈奠聴講礼記同賦養衰老

367仲春釈奠聴講古文孝経同賦以孝事君則忠

『孝経』

士章「故以孝事君則忠。以敬事長則順

『礼記』月令「是月也、養衰老_

382仲春釈奠聴講論語同賦為政以徳

『論語』為政「為政子曰、為政以徳」

ことを指摘しているのであろうか。 位下行助教浄野朝臣宮雄礼記題を発す。文章生学生等詩を賦す)」を引くのは、題の 元慶八年八月十九日条の「釈奠如常。従五位下行助教浄野朝臣宮雄発礼記題。文章生学生等賦詩 139は経典名が 『孝経』となっているが、「秋学礼」は引用の如く『礼記』に出る。 彌永貞三は、 川口の補注を引用し、「元慶八年仲秋に孝経が講じられたのではない 川口久雄が当該詩補注で『三代実録』 『孝経』 が 礼記 (釈奠常の如し。従五 の誤りである

が、 るとすれば、貞観年間に該当の場所を求めることもとよりできない(父是善は元慶四年八月三十日薨)。 ……それ故、 詩の第一句には「過庭無父感秋時」とあって、父を失ったかなしみが詠みこまれ、季節が秋であったこともわかる 第四句に「一行寒雁是吾師」とあるのをみれば、仲春と読みかえることは到底できない。父を失ったのちであ

ことは明らかであろう」と述べた後、次のように係年を推測する。

私は詩題を孝経ではなく礼記の誤りと推定してみたい。……孝経を講ずとしたのは、 文草編集の際生じた著者自身

の手違いと考えるほかないと思う。編年はしたがって、元慶八年でよいと思う。 『菅家文草』の排列を加味すれば、この釈奠詩の直前、 「絶句十首賀諸進士及第」(129 り 138 は、

首目に及第者、藤原菅根の字「右生」が見え、菅根の文章生試及第は元慶八年春(『公卿補任』 詩題自注に「八年十二月廿五日、金吾納言、 祝四十年法会賦之(八年十二月廿五日、金吾納言の四十年を祝ふ法会に之 延喜八年)、また、 147 は、 0 九

あろう。 れを賦す)」と見え、元慶八年十二月の作である。これらの間に排列される13の釈奠詩も元慶八年の作と認めてよいで の本文が題として選ばれたことになる 彌永のように『孝経』は 『礼記』の誤りだと推定される。つまり、 13の釈奠では『礼記』が講じられ、「秋学礼」

時の『孝経』の本文を反映していることになるのだろうか。 現行の 以上、経書の本文が基本的にそのまま題に選ばれていることが確認できる。 『孝経』では前述したように「資於事父以事君」である。 また、管見に入った『孝経』本文にこの部分の異同 であれば、「資父事君」という形は、 当

はない。「於」「以」は虚字なので省略可能だとしても、「事」は、「父に事ふるに資りて以て君に事ふ」という、「事父」(語) 際に一事」を落とすことも、 と「事君」の共通性に関わる本文であるので、片方の「事」がないとは考えにくい。しかし、それだけに題として採る 同様に考えにくいのである。

の形であったことは動かないであろう。ではどのように考えればよいのか。 しかし、 『菅家文草』『扶桑集』、古写本である身延山本『本朝文粋』の本文から考えて、 この時の詩題が 「資父事君」

参考になるのは、中国の文献に於いて「資父事君」の形が見えることである。 父に資りて君に事ふ、日れ厳と敬 著名な例は『千字文』で、

と見える。同様の表現は、梁の元帝「上忠臣伝表」(『藝文類聚』巻二十・忠)に、

資父事君、寔曰厳敬。求忠出孝、義兼臣子。

父に資りて君に事ふ、寔に厳敬と曰ふ。忠を求めて孝を出だす、義臣子を兼ねたり。

と見える。他にも、初唐の楊烱「従甥梁錡墓誌銘」(『楊盈川集』巻九)に、

及其従微至著、資父事君、籍丹書之勲業、参黒衣之行伍

其の微に従ひ著に至り、父に資りて君に事ふるに及びては、丹書の勲業に籍り、黒衣の行伍に参はる。

銀青光禄大夫……柳公綽父子温等、咸有令子、集于中朝。資父事君、移忠自孝。

とあり、

銀青光禄大夫……柳公綽父子温等、咸令子有り、中朝に集ふ。父に資りて君に事へ、忠を移すこと孝に自る。

白居易「柳公綽父子温贈尚書右僕射、……八人亡父同制」(『白氏文集』巻三十二・55%

にも

と見える。これらは『孝経』の「資於事父以事君」に基づいて「資父事君」と表現しているが、『千字文』は四字句で

構成されるし、他は対句等を勘案して、四字になったと思われる。

しかし、四字にする必然性がないのに、「資父事君」の形を持つ例も少ないながら存する。

博士徐藻議、以為、資父事君。而敬同。又、礼、其夫属父道者、其妻皆母道也

博士徐藻議すらく、以為へらく、父に資りて君に事ふ。而も敬同じ。又、礼、其の夫父道に属さば、其の妻皆

(『晉書』巻二十・礼志中・凶礼)

履氷又上奏曰、……士孝曰究。究者以明審為義。士始升朝、辞親入仕、能審資父事君之礼、 履氷又上奏して曰はく、……士孝を究と曰ふ。究は明審を以て義と為す。士始めて朝に升り、親を辞して入仕 則其親獲安。故曰究也。

能く父に資りて君に事ふる礼を審かにせば、 則ち其の親安を獲たり。 故に究と曰ふなり。

『旧唐書』巻二十七・礼儀志七)

これらは、 特に四字にする必然性はない。また対句に合わせて字数を調える必要もない。そこに「資父事君」の形が

使われているのである。

なお、附言すれば、今問題にしている道真の釈奠詩序では、

亦資慈父、以事聖君。 亦慈父に資りて、以て聖君に事ふ。

という形で、「資父事君」の形ではないが、「資事父」の「事」はない。

さらにいえば、「資事父事君」という、『本朝文粋』古活字本が持っていた形は管見に入っていない。

父事君」という形が通行していたと考えるのが穏当であろうか。いずれにしろ、「資事父事君」という表現は見出 るが―特に『晉書』の徐藻の議はそれを思わせるが―、『孝経』の「資於事父以事君」を踏まえて表現する際には、 このような情況を見てくると、『孝経』本文自体が「資父事君」の形を持っていたのではないか、という推 測もでき

くく、「資父事君」の形が一般的なのである。

う形が題に用いられたと推定できるのではないだろうか。すなわち、この詩題に関しては、『菅家文草』『本朝文粋』の 経典から虚字を除く場合もあること、中国に於いて「資父事君」という形が通行していたことから、「資父事君」とい

論を戻せば、釈奠詩の題は、経典の本文からそのまま取られるのが通例であったが、「資於事父以事君」につい

ては、

いずれも、校訂の必要はないと結論づけられよう。

五、御注孝経か古文孝経か

れる題である。当該詩の題は身延山本『本朝文粋』の目録では次のように記されている。 『菅家文草』の本文については、以上に述べた如くであるが、『本朝文粋』については今少し問題がある。 目録に示さ

釈奠聴講古文孝経賦資文事君詩序一首

「文」は「父」の誤写であろうこと、先述した通りである。問題は、「古文孝経」と記されていることである。今一度、

仲春釈奠聴講孝経賦資父事君

詩序本文に付される題をあげておこう。

たのか『御注孝経』であったのかという問題に波及する。

「孝経」が「古文孝経」と記されているのである。このことは、道真の釈奠詩に記された『孝経』が『古文孝経』であっ

時期的には清和の詔勅と近く、『御注孝経』の講経であったと考えられようか。例えば、一巡前の、貞観四年八月十一 文孝経』(孔安国伝) の釈奠での作と推測される『菅家文草』巻五・36では、「仲春釈奠聴講古文孝経同賦以孝事君則忠」とあって、『古文孝 田首安雄御注孝経を講ず。文章生等詩を賦すこと常の如し)」と『御注孝経』が用いられている。しかし、寛平五年春 日 なっていたのが、『御注孝経』に変更される。しかし、詔勅末尾に、孔安国伝の「試用」も許すとあり、それ以後も『古 の釈奠は「釈奠如常。正六位上行直講刈田首安雄講御注孝経。文章生等賦詩如常 清和天皇貞観二年十月十六日の詔勅(『三代実録』)によって、それまで大学寮では孔安国と鄭玄の注釈で学ぶことに がテキストとなっており、『御注孝経』『古文孝経』、いずれもが釈奠に用いられている。柿村重松『本朝文粋註釈』 が用いられ、並立していた。今問題にしている釈奠は、彌永説に拠れば、貞観九年に開催され、 (釈奠常の如し。正六位上行直

仲春釈奠聴講孝経同賦資〔事〕父事君

を「儒官に命じて古文孝経を講ぜしめらる」と訳している。また、川口久雄も、 (冨山房・一九六八年新修版、 一九二二年初版) は、 今問題にしている道真釈奠詩序の「命夫君子之儒、 当該詩序注のこの部分の補注で「「典」 稽其古文之典_

は、 孝経』を意味するのであろうか。対句が明確になるように掲出すれば、以下のようになる。 ……古文孝経をさす。儒官に命じてこれを講ぜしめるのである」という。 しかし、 詩序の「古文之典」は、『古文

命夫君子之儒 夫の君子の儒に命じて、

稽其古文之典。

其の古文の典を稽へしむ。

両者は、この「古文之典」を『古文孝経』を解しているわけだが、「古文」は「君子」の対語である。 「儒」 は、

儒者

表現したのと同様、『孝経』を「古文の典」と一般的に表現したのであろう。すなわち、この部分は、『古文孝経』であっ 儒教経典一般を指すのではないか。もちろん、ここでは『孝経』を指すのだが、経典を講授する博士を「君子の儒」と ない。であれば、対句の「古文の典」も、具体的な『古文孝経』という経典を指すのではなく、古い文章という意味で、 であろうから、「君子の儒」で君子としての儒者・学者を意味する。 特に誰か具体的な儒者が想定されているわけでは

を付けづらいところがある。 たことの根拠にはならない。だからといって、これが『古文孝経』でなかったことを証するわけではなく、 明確に決着

しかし、内実はともかく、本文的な異同が存する事情については検討すべきであろう。

目録では、本文の題をどのように記すのか。結論を先にいえば、本文の題そのままではなく、

必要最

の情報が記されているようである。例えば、新大系番号27の題を本文と目録であげれば (掲出の際は異同が分かるよう

に適宜空白を入れる)、

八月十五夜同賦天高秋月明各分一字応製 〈探得水字〉

11

(本文)

八月十五夜

賦天高秋月明

応製 詩序一首 (目録)

ことを示すが、こうした探韻・韻字に関わる情報も省略される。追加される「詩序一首」は、本文では、そもそも 省略されている。「各分一字」「探得水字」は、探韻(各分一字)を行い「水字」を得て、それを韻として賦詩を行った となる。「同賦」が「賦」となり、「各分一字」、割注の「探得水字」が省かれ、末尾に「詩序一首」が追加されている。 「同賦」は、詩宴に於いて同じ詩題で、参加者が「同」に「賦」すことを示すが、他の例を見ても、「同」は目録では

の例をあげれば、 257は次の通りである。 序」を収める巻であるためか省かれているが、目録では、すべての題に追加されている。

七言冬日於飛香舎聴第一皇子初御注孝経応教

聴第一皇子初御注孝経 詩序一首 (目録

(本文)

「七言」という句の字数、「冬日」という時節、「於飛香舎」という場所が省略されている。また「応教」、「教」に「応」

じて作るという条件も省略されている。その上で、先の例と同様、「詩序一首」が追加されている。 別の例もさらにあげる。24は次の通りである。

八月廿五日第四皇子於飛香舎従吏部橘侍郎広相始受蒙求便引文人命宴賦詩

第四皇子

「八月廿五日」という日程、「於飛香舎」という場所、「従吏部橘侍郎広相」という博士に関する情報、「便引文人」「賦

始受蒙求

命宴

詩序一首

(目録

詩」という文人賦詩に関する記述が省略され、「詩序一首」が追加されている。

時節も含めて省略されていることが諒解される。釈奠も含め講書の場合は、それに加えてテキストとなった典籍名も必 以上を勘案すれば、どのような詩会・詩宴で、どのような題で詩が詠まれたかという情報を中心に、それ以外は場所、 とあり、

目録では、

ず記されるようである。 目録に於いては、本文に記された情報が増えることはないのである。道真の釈奠詩序についても、「仲春」

まり、

注孝経」が用いられていたが、目録で「孝経」とは省略されていない。 が省略され、「 典籍名に情報が追加されているが、このような例はない。釈奠、講書では典籍名が記される。例えば、25では「御 「詩序一首」が追加されるのは、 他の目録詩序の通例である。しかし、「孝経」が「古文孝経」となるよう 他の題辞でも典籍名は基本的に省略されない

但し、例外が一首ある。22は以下の通りである。

釈奠聴講

孝経

賦夙夜匪懈詩序一首

(目録

仲春釈奠聴講古文孝経同賦夙夜匪懈 (本文)

して本文と目録に異同があるのは、道真詩序とこの作だけである。そして、この二首は、 本文の「古文孝経」が目録では 「孝経」となっている。「古文」が省略されているのである。 実は並んで収載されているの このように典籍名に関

仲春釈奠聴講孝経同賦資父事君 菅贈大相 玉

仲春釈奠聴講古文孝経同賦夙夜匪懈

江澄:

である。新大系の番号でいえば、道真詩序は24で、つまり、本文では

菅贈大相国 釈奠聴講古文孝経賦資文事君詩序

江澄明 釈 質聴講孝経賦夙夜匪懈詩序一 首

と並んでいる。

「本朝文粋」 中 典籍名に異同がある二作品が並んで排列されているのは、

果たして偶然であろうか。 道真詩序の典

注孝経』 文孝経」が入れ替わってしまったと考えられるのではないだろうか。もちろん、これは道真詩序がいう『孝経』 ある以上、『本朝文粋』目録の通例からいっても、「孝経」と記されるはずである。ということは、ここは「孝経」と「古 於いて、本来「孝経」とすべきところを「古文孝経」と記していることになる。そして、澄明詩序が本文で「孝経」と 籍名が本来「孝経」であったろうことは、『菅家文草』にそのように記されている以上、確実である。従って、 か『古文孝経』かという内実の問題ではなく、あくまで書式・本文の問題であり、 道真が詩序を書いた釈奠が、 が、『御 目録に

時に起きたのか、書写の段階で起きたのか明らかではないからである。 だからといって、目録の本文を校訂すべきだと主張しているのではない。なぜなら、この事態が、『本朝文粋』 編纂

『(御注)孝経』であったことを示すというのではない。書式的な問題として、澄明詩序の「古文孝経」との入れ替わり

を想定せざるを得ないのではないかと考えるのである。

この点について、後藤昭雄は次のように論じる。(16) ここで興味深いのが、先に挙げた『朝野群載』の本文である。『朝野群載』では、典籍名は「古文孝経」となっていた。

これは菅原道真の作で、『菅家文草』巻一(28)及び『本朝文粋』巻九(24)に収載する。ただし二書ではただ「孝

経」とある。(『本朝文粋』の巻九目録は「古文孝経」)。

作文の場それぞれの書式として、つまりその典型を例示するこの項において、『古文孝経』としていることは、

釈奠におけるテキストは『古文孝経』という認識が共通のものであったことを示すものであろう。

際、 もその要因となっていたのではなかろうか。釈奠という場の題の書式として、道真詩序の題が選ばれたわけだが、その ただ「孝経」とあったのを、当時の慣例に則して「古文孝経」と変更しただけでなく、これを「古文孝経」とする 本的にこの後藤の見解に従うべきであろう。それに付け加えるなら、『文粋』の目録に「古文孝経」とあったこと

根拠として、 目録の典籍名が利用されたのではないかと憶測するのである。

は、 は諸本に従うべきで、校訂する必要はなく、しいて校訂すべきは、『本朝文粋』 目録の「資文事君」である。『菅家文草』 訂すべきか否かという点を中心に、さらには『本朝文粋』目録の本文についても言及した。結論をいえば、「資父事君」 このような、不必要だと推測される校訂は、『菅家文草』に於いてもまだ見出せる。 『菅家文草』『本朝文粋』に載る、道真「仲春釈奠聴講孝経同賦資父事君」の題について、それを「資事父事君」と校 確かに良質の古写本には恵まれないが、『孝経』との関連もあるからという理由で、校訂する必要はないと考える。

同じく釈奠だが、「仲春釈奠聴講毛詩同賦発言為詩」(巻一・41)の第二聯を大系本で示す (訓読は私に付した)。

洙水待春通 嘉魚因孔至 洙水 嘉魚 春を待ちて通る 孔因り至り

を記す。 などは「洣」に作るが、恐らくは「泮」の誤写であろう。しかし、大系は異同について注記をせず、以下のような頭注 校訂されているのは、 後句の「洙」で、『日本詩紀』を含め諸本「泮」(泮)に作っている。三手文庫本、多和文庫本

洙水は春になると氷がとけて通ずるように、 は、二三注三参照。「洙泗の学」は、孔子の教え。 洙泗の学も、 この仲春の釈奠を迎えて、難儀が通ずるという意。 洙水

に注ぐ。孔子の生地と終焉の地が、この流域にある」と見えるものを指す。 参照される「二三注三」は、「仲春釈奠聴講論語」(巻一・23) の注三に「洙水は、 曲阜県の北より出て南流して泗水

らである

一応の意味は通じるが、それは底本の字句を校訂する理由にはならない。底本以下諸本の「泮」で十分解釈できるか

とあり、「泮宮」(大学)の四方に巡らされた水のことである。すなわちここは、「泮水」の水が「春」になって溶けて「通」 「泮水」は、『毛詩』大駕・魯頌・駉之什の篇名「泮水」を指す。毛伝には「泮水、泮宮之水也。天子辟廱、諸侯泮宮」

水」は『毛詩』の篇名と、泮宮の水とが重ねられていると考えられる。 るように、「泮水」という作品について、仲「春」の釈奠で、「通」じる(理解する)と詠むのであろう。すなわち、「泮

れる、穴から出てくる「嘉魚」が重ねられているのである。(図) の左思「蜀都賦」(『文選』巻四)に「嘉魚出於丙穴、良木攢於褒谷(嘉魚丙穴より出で、良木褒谷に攢る)」と表現さ このことは、対語を見ればなお納得される。「嘉魚」は、『毛詩』小雅の「南有嘉魚」という篇名に基づく。 それに晉

校訂するよりも、底本や他の諸本のままで理解する方が、より対句として緊密であろう。 つまり、この対句では、毛詩の篇名「(南有)嘉魚」と「泮水」が、掛詞として用いられているのである。「洙水」と

以上、『菅家文草』を中心に校訂をめぐって考察を加えてきた。『菅家文草』は良質な古写本にめぐまれない事情もあっ 校訂は必須である。しかし、出典が明らかで、それと齟齬しているかに見える本文でも、その必要がない場合もあ

る。

近年、

の諸本異同についても、ほとんどが影印本、デジタル化による公開で確認できる資料ばかりである。 やすくなった。それだけに、提供されている校訂本文の再検討は、 一層必要になったし、必須といえるであろう。今回

古典籍について、影印本の刊行、デジタル化での公開など相次ぐようになって、以前に比べれば格段に参照し

注

- 1 史料』高科書店・一九八八年、一九七二年初出)の考証に従う。 この時の釈奠は『三代実録』では経典名が記されていないが、 以下、 彌永貞三 「古代の釈奠について」 (『日本古代の政治と 彌永の説はこれに拠る。
- $\widehat{2}$ 以下、 川口の説は本書に拠る。
- 3 二〇〇八年)に拠る。 柳澤良一編 『石川県立図書館蔵川口文庫善本影印叢書1 菅家文草 明暦二年写藤井懶斎自筆奥書本』 (勉誠出
- 間書院・二〇〇五年、 日本文学研究24・一九八五年)、波戸岡旭「釈奠詩考」(『宮廷詩人 大系本のこの本文「資事父事君」は前掲彌永論文でも用いられ、 二○○一年初出)に於いても、大系の本文が用いられている。 以後、 菅原道真—『菅家文草』・『菅家後集』 福田俊昭「平安朝の釈奠詩」(大東文化大学 の世界』笠
- 5 大系は、巻一巻末も巻七もこの形である。川口は、この部分は校訂しなかったようだ。
- 6 『扶桑集』の諸本については、中條順子「『扶桑集』伝本考」(中古文学28・一九八一年) 参照

身延山本の本文は、身延山久遠寺編『重要文化財 本朝文粋』(汲古書院・一九八〇年)

に拠る。

8 『菅家文草』他と異なり「古文孝経」となっている点については後述する。

 $\widehat{7}$

- 9 新訂增補国史大系『朝野群載』「凡例」。
- $\widehat{10}$ 『尊経閣善本影印集成16二中歴 三』(八木書店・一九九八年)に拠る。
- 11 題とするが、前者は、「詳春秋」(巻三・86)の「定于先而範囲」の「先」について身延山本の「兌」を用いるべきであ に校訂することを指摘するが、これは身延山本の ること、また、「為在納言建立奨学院状」(巻五・43)の「歯徳」(古活字本、『本朝文粋註釈』は「齢徳」)を、「歯冑」 後藤昭雄 | 本朝文粋本文校訂三条」(『本朝漢詩文資料論』勉誠出版二〇一二年、一九九二年初出)、廖栄発「紀長谷 「詩言志」の宣言─「延喜以後詩序」を読み直す─」(和漢比較文学56・二○一六年)。いずれも新大系の本文を問 「歯曹」の異本注記「曺」に基づく。後者は、紀長谷雄「延喜以後詩序

|巻八・20||の本文が、古活字本によって校訂されているが、身延山本の本文がすぐれており、校訂の必要がないこと

を指摘する。

- $\widehat{12}$ 福田俊昭「平安朝の釈奠詩」(前掲)にも、詩題の整理と出典の指摘がある。参照されたい。
- $\widehat{13}$ なお、本文は、京都大学電子図書館貴重資料画像(http://edb.kulib.kyoto-u.ac.jp/exhibit/)で確認した。 例えば、鎌倉時代後期写とされる、京都大学附属図書館所蔵清家文庫本『御注孝経』でも「資於事父以事君」である。
- $\widehat{14}$ 本朝に於ける『孝経』の受容については、阿部隆一「室町時代以前に於ける御注孝経の講誦伝流について―清原家旧

蔵鎌倉鈔本開元始注本を中心として―」(斯道文庫論集4・一九六五年)、小島憲之「学令の検討」(『国風暗黒時代の文 上』塙書房・一九六八年)、坂田充「「御注孝経」の伝来と受容―九世紀日本における唐風化の一事例として―」(学

15 山林」(本文)が「勧学会賦摂念山林詩序一首」(目録)となる如くである。 習院史学4・二〇〇五年)、後藤昭雄「平安朝における『孝経』の受容」(斯文12・二〇一六年)などをを参照 但し、勧学会の場合は『法華経』が講じられるのが常なので、省略される。28「七言暮春勧学会聴講法華経同賦摂念

- 16 後藤「平安朝における『孝経』の受容」(前掲)。
- 17 大系の底本である川口文庫本では図1のようにある。「泮」であろう。例えば、 232の「伴」(図2) や43の「伴」(図



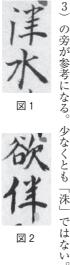




図 3

- 18 なお、詩の「孔」は、穴の意と孔子の意を重ねる。
- 小西洋子氏の指摘に基づく。 「洙水」と「泮水」の問題については、二○一六年度大学院博士前期課程演習「漢文学演習ⅠB」に於ける、受講生、

〈引用本文〉

特に注記しない場合は、以下の通り。 菅家文草―元禄十三年版本、江吏部集―群書類従、周易・毛詩・礼記・春秋左氏伝・孝経・論語―十三経注疏(藝文印

は句読点など適宜省略している。

なお、引用本文中、〈 〉は割注を、……は省略を示す。漢字は基本的に通行の字体を用いた。また、校訂本文について 書館)、千字文―岩波文庫、楊盈川集・白氏文集―四部叢刊(商務印書館)、晉書・旧唐書―中華書局

(本学教授)